

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

## 報酬月額算定基礎届等の提出について

日頃、組合の事業につきましても、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7月1日現在の全被保険者について定時決定事務に係る『報酬月額算定基礎届』等の届書を下記のとおり提出していただくことになります。

これらの届は、保険料を算出する重要な届書となりますので、事務取扱は同封の『算定基礎届・月額変更届記載の手引き』をご参照のうえ作成してください。

また、『報酬月額算定基礎届』等の提出は、電子申請もしくは郵送による提出とさせていただきますので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

### 1. 提出期間・方法

提出期間：令和5年7月3日（月）～ 7月10日（月）必着（期間厳守）

提出方法：電子申請または郵送にて提出してください。

（書類送付先）

〒135-0047

東京都江東区富岡2丁目11番12号

倉庫業健康保険組合 宛

※提出期限までの提出が困難な場合は、必ず事前に組合へご連絡ください。

### 2. 提出書類

- (1) 定時決定調査票
- (2) 報酬月額算定基礎届
- (3) 7月を改定月とする報酬月額変更届(7月月変)
- (4) 年間報酬の平均で算定することの申立書(定時決定用・随時改定用)
- (5) 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(定時決定用・随時改定用)
- (6) 令和5年3月以降の被保険者の賃金台帳の写し  
※年間平均による保険者算定の申立手続きを行う場合は、令和4年7月～令和5年6月分までの賃金台帳の写しを添付してください。

※上記(1)～(5)は組合ホームページよりダウンロードいただけます。

※上記(3)～(5)は該当者がいる場合のみ提出ください。

## 《提出書類等に関する留意事項》

### ●届出用紙について

日本年金機構が事業所に配布している届出書の写しについても使用可能です。

### ●月額変更予定者の取扱いについて

8月・9月が改定月となる月額変更(標準報酬月額 of 保険者算定の特例含む)を予定している方は、「定時決定調査票」の裏面に「被保険者番号」及び「氏名」を記入のうえ提出ください。

8月・9月 月額変更予定者は「報酬月額算定基礎届」の提出は不要です。

なお、月額変更予定者が月額変更該当しなかった場合は、改めて「報酬月額算定基礎届」を提出ください。

### ●令和5年3月以降の被保険者の賃金台帳の写しについて

添付いただきました、賃金台帳の写しは組合にて廃棄処分いたします。

### ●電子申請による提出について

「報酬月額算定基礎届」、「報酬月額変更届」の届出は電子申請での提出が可能ですので、積極的にご利用ください。電子申請により届出いただく場合は、「定時決定調査票」等の提出書類をデータ化し、提出ください。

特定法人(資本金1億円を超える事業所等)における「報酬月額算定基礎届」、「報酬月額変更届」の届出は、電子申請による届出が義務化されておりますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、電子申請環境が整っていない事業所におきましては、書面または電子媒体による方法で提出ください。

### ●電子媒体(CD・DVD)による提出について

「報酬月額算定基礎届」及び「報酬月額変更届」は、電子媒体(CD・DVD)での提出が可能です。電子媒体で届出する際は、日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードいただき、同プログラムにより作成したもので提出してください。

※電子媒体により届出いただく場合は、磁気媒体届書総括表に加え、紙の「定時決定調査票」も併せて提出ください。

※育児休業中や病気欠勤等で、算定対象月の全ての期間において支払基礎日数が足りていない方は、修正平均額の欄に従前の標準報酬月額を円単位で、直接入力いただきますようお願いいたします。

### ●日本年金機構等への算定基礎届等の提出について

当組合から日本年金機構等への書類の回付は行いませんので、直接管轄の事務センターに送付ください。(送付先は、別添の「算定基礎届・月額変更届記載の手引き」99ページ参照)

## 3. 決定通知書の送付時期等について

### (1) 電子申請で提出された場合

「報酬月額算定基礎届」に対する「被保険者標準報酬決定通知書」及び「7月を改定月とする報酬月額変更届」に対する「被保険者標準報酬改定通知書」は、処理完了後、すみやかに返送いたします。

なお、決定通知書返送後に訂正が生じる場合は、書面の「訂正届」を郵送にて提出ください。

### (2) 電子媒体・紙媒体で提出された場合

#### ①報酬月額算定基礎届

「報酬月額算定基礎届」に対する「被保険者標準報酬決定通知書」は、提出時期を問わず、8

月上旬に一斉発送いたしますので予めご了承ください。

② 7月を改定月とする報酬月額変更届(7月月変)

7月月変の「被保険者標準報酬改定通知書」は、処理完了後、すみやかに発送します。

※社会保険労務士事務所等、事業所以外へ決定(改定)通知書の送付を希望される際は、返信用封筒(算定基礎届とともに7月月変を提出される際は2通)をご用意ください。

※決定通知書の到着までに、時間がかかりますので、郵送いただく前に提出書類の写しを取って保管しておいてください。

(3) 被保険者へのお知らせ

定時決定・随時改定により決定した標準報酬月額は、保険料算出の基礎となるほか、健康保険給付金の基礎となる重要な記録となりますので、決定通知書の内容は、被保険者の方に通知していただくようお願いいたします。

#### 4. お問い合わせ

「報酬月額算定基礎届」等の提出について、ご不明な点があれば組合適用徴収課までご連絡ください。

☎ 03(3642)8436